

公益社団法人 全国病院理学療法協会

広 報

平成29年12月19日 第230号

目 次

平成29年度 第2回理事会 議事録(抄)	1
平成29年度 事業中間報告	15
平成30年度 基本姿勢(案)	17
平成30年度 診療報酬・介護報酬改定に係る対応	18
会員実態調査分析結果と今後の対応	21
地方学会開催に係る意見・要望	26
提言・要望	29
第66回 日本理学療法学会 終了報告・収支決算報告	31
諸会議及び役員渉外行動報告	33
本部発信文書一覧	34
年度末業務予定表	35
第67回 日本理学療法学会 開催案内	36
選管公報	37
役員改選公報	40

平成 29 年度 第 2 回理事会 議事録 (抄)

日 時 平成29年11月19日(日)11:00~15:40

場 所 協会事務所

出席者

理事総数 11 名 出席理事 10 名

監事総数 3 名 出席監事 3 名

理 事 平野五十男(会長)

柳澤 貞男(副会長・事務局長・表彰選考委員)

三宅健一郎(副会長・広報局長・表彰選考委員)

佐藤 功(情報管理局长)

小川 嗣人(学術局长・理療出版部部長)

小田木宏江(財務局长・財務処理委員会委員長)

丹羽つとむ(保険局长)

可知 謙三(調査・組織充実部部長)

米谷 勝行(調査・組織充実部次長)

津田 敏彦(学術局次長・教育部長)

監 事 大塚 正廣・菊田 京一・中川 保

相談役 倉石 健二(表彰選考委員会委員長)

猪野塚孝徳(特殊出版部部長)

大場 栄悦(広報局局員)

事務局員 青柳 利之(事務局次長・広報局局員)

杉浦 幹雄(公益推進部部長)

欠席者 木村 重人(理事・組織局长)

議 長 平野五十男

書 記 三宅健一郎・青柳 利之

柳 澤 本日の出欠者を報告し、定款第 34 条に定める理事会の成立を宣言。

平 野 審議事項の、中間事業報告、会費値上げ(案)、役員定数削減(案)などの紹介と療養中の木村理事について経過説明があった。

柳 澤 議長は、報告事項については柳澤、議題等は平野が行い、書記は三宅・青柳の提案で異議なし。引き続き報告事項に入る。

1. 報告事項

1) 役員渉外行動報告(33P 参照)

平 野 質問者なし。

2) 協会創立 70 周年・法人認可 55 周年記念式典に係る大臣表彰等の進捗状況

倉 石 11 月 18 日に第 4 回表彰選考委員会を開催した。

1. 厚生労働大臣表彰について、各地方会、支部から出された書類と本部推薦を含めて整備し、協議した結果、現在 14 名程度が候補者に挙っており、来週を目途に厚労省に出向き指導を受ける予定。

2. 協会表彰は 11 月末が締め切りになっていて、各地方会から各賞の推薦者が届いている。希望としては、全国的にある程度の申請をお願いしたいので、まだ申請していない地方会など再検討して申請していただきたい。

3. 表彰規定で会員の何パーセント以内と規程されているが、会員が減少している現状では如何なものかと三宅委員より質問があり、柔軟に考えていきたいとの回答があった。

柳 澤 今年度の第 1 回理事会において、協会創立 70 周年・法人認可 55 周年記念式典の記念誌は発行しないとの承認を受けて、プログラム作成にあたり、過去のプログラムを参考にして、式辞が「70 年の歩み」・「式典の式次第」・「祝賀会の式次第」、名簿は「来賓御芳名」として、議員・厚生労働省・関係団体・協会・学会地関係が掲載され、表彰は厚生労働大臣表彰・高木賞・後藤賞・功績賞・功労賞の受賞者氏名が掲載されているものを基本に進めていきたい。また、当日の式典について、11 月 10 日に山下準備委員長とこれまでの活動を基に打ち合わせを行った。

3) 第 67 回 日本理学療法学会の進捗状況

佐 藤 後援名義申請、会場使用許可申請等は総て出そろったが、会員発表がまだ目標に到達していないので、是非、理事に協力をお願いしたい。また、23 日に静岡

学会で司会をした方に、今回も
お願いして一緒に会場視察と全
体的な打ち合わせを行う予定。

三宅 協賛・展示の状況については。
佐藤 機器展示が2社、地元からもう
1社を予定している。他に協力
していただける企業があれば紹
介していただきたい。
協会から委託をお願いしている
マッサージのエビデンスについ
て先々週に藤井教授に伺い、20
症例を予定していたが、まだ、
予定に達しておらず11月中に
は達成予定との返事。

4) 第68回 日本理学療法学会開催について

平野 九州地方会で行われる学会テー
マの報告があった。
テーマ 「長寿社会における医療介護」
－積極的な社会参加へ私達の役割－
第58回定時代議員総会で決議
した鹿児島支部での開催が困難
となり、会場を長崎市中心に探
している状況である。

柳澤 その他の報告事項を求めたが、
報告者なく議題の審議に入る。

2. 議題

議題1) 平成29年度 事業中間報告 (15P参照)

平野 事業中間報告について、各部局
からの追加報告を求めた。

柳澤 今年度、開催された運動療法機
能訓練技能講習会の受講者は、
関東甲信越地方会、担当神奈川
県支部41名、近畿地方会29名
で合計70名である。
(全会一致で承認)

議題2) 会員実態調査分析結果と今後の対応
(21P参照)

平野 事前に配布された資料について
の概要を可知理事に求めた。

可知 回収率は50%を若干下回ったが、
休眠会員、未納者等を含めると
約半数であり、最終的には回収
率を上げる必要がある。実質的
には、過半数をやや上回ったと

言える。

今後、調査方法として、個別送
付、個別回収の意見が出ており
検討課題とする。また、勤務先
の施設基準を正確に把握出来て
いない会員が多数おり、今後
は、設問、回答例を提示するこ
とが必要である。資格別では、
盲学校養成の若い世代のマッサ
ージ師が相当数減少しており、新
しい傾向として訪問マッサージ
事業所等に就職している。また、
柔整師は開業が難しくなって、
病院(医療機関)等に勤務を希
望する者が増えてきた。

平野 この分析結果を参考にしながら、
平成30年の診療報酬・介
護報酬同時改定後に実態調査を
行うことが大事であり、可知理
事から提案のあった回収率を高
めることが必要と考えており、
設問の内容についてご意見をい
ただきたい。

中川 技能認定登録者が約1500名で
届け出施設基準の恩恵を受けて
いる会員は何名か、現在、13単
位になれば51点だが

可知 診療報酬の施設基準で算定して
いるのは、回答率が約半数で運
動器が約67%で脳血管を入れ
ると約70%と推測され、1500
名の7割の約1000名が算定し
ていると考えられる。

運動器疾患リハの届け出をして
いて、マッサージ等の申請をし
ている施設が一定数あり、リハ
料は逡減で点数が下がっている
のと消炎鎮痛との点数格差が少
なくなり、多数受診される整形
外科などでは、理学療法従事者
が運動器疾患リハでとれるが、
人数制限がない消炎鎮痛の算定
で取ることが考えられる。

平野 いずれにしても回収率が50%未
満の回収率では関係官庁や医学

会に行っても説得力がないので、いかに回収率を高めるのか、どういった設問にするのかを検討してもう一度望むべきだと思っている。

津 田 地方会会員等の要望もあり、前回、広報に掲載された後の経過について、掲載していただくと会員も納得する。

平 野 個人的評価を出さず、結果をまとめていただくのが分析結果なのでそのようにしたい。

柳 澤 分析結果の中で方向性として、今は理学療法がだんだんなくなってリハビリテーションとして包括される中、あん摩マッサージ指圧師の手技療法として押していくのか、二本立てで行くかどの方向で行くのかよく分からない。

平 野 この実態調査の目的は協会の方向性を定めるものであり、この段階では技能認定登録者の方が優先だったが、回収率が低かったので48%台の回収率を高める必要があった。

可 知 会員の両論併記の回答の仕方であり、今回は理学療法でいくのと、今の技能認定登録者の位置づけを担保しながら資格業務への移行を図る。また、マッサージ等へ移行するの3択の仕方をしたのでもっと択一性にすれば分かると思う。

平 野 分析結果については、これを参考に改定後に実施し、もう少しまとめて広報に掲載することで承認を求めた。

(全会一致で承認)

議題3) 平成30年度 診療報酬・介護報酬改定に係る対応(詳細は18P)

平 野 保険局からの報告の前に、2日前に中医協委員の全日本病院協会会長に中医協の進捗状況を尋ね、現在、診療報酬改定はやっ

と各論に入ったところで、疾患別リハの見直しは、現時点では話は出ていない、おそらく行われるのはリハ算定期間越えをどうするかで、介護保険のリハ(デイケア)にどうやって移行するのか、多分デイケアの施設基準を取りやすくし、医療機関のリハ施設で期間が来たらそのまま介護保険デイケアとして請求できるといった感じで、地域リハは早く介護保険へと続けられているので、今回、平成31年3月までとされ、一年の間に多くのリハ施設がデイケアの許可を受けるようにとの話だと思う。このような回答をいただいた。

丹 羽 中医協の総会と社会保障審議会の介護給付費分科会を随時チェックして、その一部の資料を配付して、リハビリテーション総合計画評価料は算定出来る。地域包括ケア病棟入院料についてや個々の疾患別リハに関しては会長から説明があったようにまだ出ていないなど配布された資料の説明を行った。

青 柳 リハビリテーション総合計画評価料と地域包括ケア病棟入院料については。

丹 羽 資料に示しており、会員の方から問い合わせがあり、簡単に言うとりハビリテーション総合計画評価料が算定できるのかということに対しては、算定できるということと地域包括ケア病棟の配置要員にはなれないが、業務はできる。

訪問リハビリができるかの質問についてはできない。また、訪問マッサージは医療だと資料で説明している。

平 野 地域包括ケア病棟の業務について各県で対応が違わないのか

可 知 この件に関して問い合わせが多

- 数寄せられていて、地方厚生局に確認をした結果、包括ケア病棟の配置基準には入らないが、疾患別リハを行うものが包括ケア病棟で行うのは良いが、算定単位数は疾患別リハビリテーション料から減る。包括ケア病棟の入院料に包括されており、費用を別に算定できない。
- 丹 羽 問い合わせする時に、配置基準と業務に従事できるかを混同して勘違いして問い合わせしているケースがあり、注意していただきたい。点数が取れるかの質問があり、一日平均2単位以上提供していて、1患者が1日に算定できる単位数は9単位までとなっている。
- 可 知 追加情報で(Ⅲ)しか取れない技能認定登録者を包括ケア病棟に回して、常勤のPT以外に追加業務をさせているケースもある。
- 杉 浦 会員の信頼が得られるよう、情報の出典先が分かるようにしてほしい。
- 丹 羽 問い合わせがあったのは、東京・神奈川・新潟・大阪は包括ケアで議論できるとの回答を得ているが、長野の場合はニュアンスが違って回答できない返事になっている。
- 平 野 引き続き審議したいが、方向性が定まっていない状態では難しいのでは。何か意見はないのか。
- 米 谷 これからの全病理の対応を実態調査も含めて、会員の人達をしっかりと守っていくのか、これから若い人達を吸収して守っていくのか、診療報酬や様々のことを考え、基本的なことをしっかりと議論して、これからの全病理の方向性を考えていった方が良いのでは
- 平 野 審議中の議題とは違うので、後
- 米 谷 でお願ひしたい。
- 丹 羽 丹羽理事に協会として要望をどこまでやってきたのかお伺ひしたい
- 丹 羽 前回の理事会でも話したが、厚労省保険局医療課・老健局老人保健課・振興課・日本臨床整形外科学会会長に出向き、マッサージ等の手技療法に関しての要望と会員からの質問に対応してきた。今回、11月22日に医療・介護保険の新情報の確認など厚労省に要望活動に行く予定。
- 米 谷 (Ⅲ) 点数が削られることはないか
- 丹 羽 それはないと思う。
- 可 知 会員実態調査から出たことですが、今年度の技能講習会の受講生が70名おり、現行では算定できているが、受講したがすぐに算定できなくなれば困るのでしっかりと確認してきてほしい。算定要件が平成18年に定期的に適切な研修に引き上げられているのでその意味合いを医療課の方と確認していただきたい。また、22日に厚労省に出向くのであれば、機能訓練指導員の個別機能訓練加算については疾患別リハビリテーション料及び通所リハビリテーション料の算定要員になっている技能認定登録者の資質への評価を求めている。PTがどんどん入ってきている現状では入会者が増えて組織拡充の意味合いをなすのでお願ひしたい。
- 大 場 以前、消炎鎮痛は医事課の管轄と聞いたことがあり、医事課に対して要望活動を行ったのか。
- 可 知 業務の資格要件は医事課で算定は医療課で行う。
- 丹 羽 包括ケアの続きで、平成27年7月1日の記録で、包括ケア入院基本料ではリハが包括された

が脳血管疾患等（Ⅱ）と運動器疾患（Ⅱ）を届けている施設において（Ⅲ）を算定できる技能認定登録者も業務できると平成26年度、平成27年度も確認して根拠を示す文書を出すよう要望があり、平成27年度に出している。その文書には、算定できるか否かの根拠はそれぞれの地方厚生局で確認することであり、判断できない場合は国に紹介される仕組みになっている。（Ⅱ）の施設で（Ⅲ）算定できるわけだから、それ以上の根拠はないと考える。疑義は協会に対応するものではなく地方厚生局で判断する。となっておりそういった質問があれば施設を通して行えばQ&Aに掲載されることがある。

平野 今後、医療・介護に関して新しい情報があれば理事に知らせる。

可知 以前にも提案して広報に掲載するとの回答であったが、再度、要望が出ているので、簡単に分りやすく、どのような点数がとれるのかの一覧表をお願いしたい。

平野 早急に対応する。（保険局に指示）
（全会一致で承認）

議題4)平成30年度 基本姿勢について(案) (P17参照)

柳澤 すでに書面で報告されたとおりでありますが、ただ、米谷理事の発言も含まれるのかと思っており、はり師、きゅう師も算定要員にとの要望に対しても取り上げている。

可知 マッサージ等のエビデンスについて協会が取り組んでいるが、費用について厚労省に補助金申請を検討してはどうか
（全会一致で承認）

議題5)役員定数の削減(案)

平野 最近の会員減少に合わせて、定款21条の理事定数10名以上12

名を9名、監事定数3名を2名に減らしたい。

杉浦 代議員定数70名弱より削減したので、役員も削減すべきと思う。また、後で会費値上げ(案)が審議されるが、それと連動して本部が組織改革・経費節減の姿勢を示すべきだと思う。

小田木 会長が9名と言ったが、9名であれば何か起こった時は大変なのでは

杉浦 上限が9名で条文作成時には例えば7名から9名と記載される。

小田木 理事会で何名から何名とここで出せばよい

平野 定款に書くときは何名から何名と書く

小田木 監事は2名以内ですか

杉浦 監事は1名以上2名以内といった書き方になる

平野 定款の発効は平成32年の代議員総会となる

杉浦 埼玉で提案、その後の九州でも良いが定款の発効は平成32年代議員総会の日になる。

平野 埼玉で会費値上げと一緒に提案して、発効は平成32年度代議員総会を予定している。

津田 削減して本部の運営に支障はないのか

平野 支障はないと思って提案している。
（賛成9名反対1名にて承認）

議題7)平成30年度 予算(案)の概要

小田木 配布された資料を基に説明、予算書として書いていない。29年度予算と30年度予算が書かれており、今までに節約、事業の縮小などの努力により進行中です。今年度は収入で一番大事な会費収入が減り1600名で予算年度末に100名前後の未収があり1500名の会費収入となって約300万円減少となる。これまでの事業を執行する場合1割減

の予算となるが、事業全体を見て全国学会・地方学会もこれ以上切り詰められないぐらい減らしてきており、指導者講習会も70万円、広報も発行を1回減らして45万円を減らしておりこれ以上減らせない。減らせない状態で本部管理費用の節約になるが、ほとんどが固定費になり減らせず、支部活動費の影響が一番大きいと考えられ、このような状況を理解していただきたい。

平野 まだ、はっきりした数字ではないが、問題点等をだしていただいた。

中川 地方学会の特別会計80万円の予算だが何か所を考えているのか。

小田木 会長が各地方会に問い合わせ確認した結果、2地方会です。

中川 その地方会はどちらですか。

平野 中部地方会と近畿地方会です。

可知 前回の理事会で財務処理の関係でどこまで委託するのか課題になっていた報告をお願いしたい。

平野 全鍼師会、日本鍼灸師会は4、5人の事務員がいて、予算・決算処理もそこで行っていて、たまに税理士が来てまとめる程度。地方で事務処理をきちっとしていただければもっと楽になる。

津田 収入に関して基本は会員収入ということは分るが、今回の地方学会でも取り組んで他からの収入を得たり、理療の広告を増やして収入を増やす努力が必要である。また、地方会学会に関して、補助金なしでも開催できる地方会があれば行えば良い。

平野 津田理事から理療広告2社の紹介をいただき、来年の理療から掲載される。他の理事も協力いただける会社等があれば協力をお願いしたい。但し収益事業に

なるものは税制上難しくなり検討の余地がある。いずれにしても収入を増やす方策を考えていただきたい。

可知 今回、実態調査で開業者、無職や開業の方が1割を占めているが、会費値上げによって退会する率が高いのではと思っている。また、他に収入を確保する方法として以前も提案したが技能認定登録の更新手数料を上げる。受益者負担で実際に利益を得ている者から徴収する方策はどうか。

平野 その技能認定登録の更新手数料について検討し、財務局にも相談した。その中で一番危惧されるのは、技能認定登録に関わっていない人で更新をされる方が非常に多くいて、値上げをしたら更新しなくなるのではということと提案しなかった。

小田木 会計上は登録申請の手数料としての収入になり、その範囲でしか使えないなど制限がある。

平野 それに関して東洋療法研修試験財団があん摩マッサージ指圧師試験手数料の収入を7団体の生涯研修の費用に充当していると話したら、それは間違いだから手数料で得た収入は手数料で使いなさいと指導を受けており、そういった会計は厳しいので十分考えてやる必要がある。

小田木 一般的な管理費といわれている葬税理士もそうだが、当法人は管理のために管理をやっているわけではなく、管理費というのは極僅かで年度末に按分して、こういった事業を何パーセント行った。例えば葬税理士法人の場合には全国学会で50%の150万は全国学会の税理士法人の報酬とする。収入に対する公益事業比率が高く7割も8割も行っ

- ているので活動費が出にくい状態になっている。区分を書く時には役員行動費につけ年度末に総ての費用をどのように使ったのか割り当ててもらっており、どの会計でも得た収入が増えれば回り回って形は違って、少しでも増えればありがたいと感じている。
- 可 知 各会計科目が分かれてしまっているのが難しいところがあると思う。各会計科目の会計の中で科付けをしていく、特に葵税理士法人への委託では按分していくという説明であったが、各費用の所を一つでなく幅広くした方が抵抗がない。
- 大 場 平成30年度の地方学会は中部地方会と近畿地方会が決まったようだが、平成31年度は5つの地方会が学会を考えているようであり、多分、隔年開催を考えた地方会がいくつかあって1年休むということになったと考えていて、その中の1つが30年に開催するという事は可能か。
- 平 野 この後の提案にある地方学会の所に対応することにて了承。
- 小田木 財務的には1地方学会40万円の予算が最高であり、現状では予算が増えることはないのので2地方学会と理解いただければありがたい。
- 平 野 本部として考えているのは記念学会を全国学会として併催してやっていただければ地方学会が1つ減る。そのように調整していきたい。
- 佐 藤 学術局長に理療発行予算費400万円と広報局長に広報発行予算費135万円を見積もっているが実効性は如何か。
- 小 川 予算の範囲内でやっていきたい。
- 三 宅 予算付けされた中で執行していきたいと考えている。
- 佐 藤 理療に関して、現在、年4回の発行で1回100万円程度掛かっている、その他に講師謝礼、拠出不可能と見えますが如何でしょうか。
- 小 川 単純に予算においての数字から言えば発行回数を減らす。
- 平 野 逆にいえば4回では今の額を守ることができないということ。
- 小 川 年4回のうち2月号は当該年度の学会特集号で原稿料等は多く発生しないが、2月号においては特別講演2題、会員発表は数題の原稿であり、今までのページ数では納められないので、他から原稿をお願いしてそこに加えることになれば原稿料が発生する。ただ理療出版部としては以前より、2月においては予算を減らすことが可能であったので予算内で納めることができた。
- 平 野 学会発表した会員が原稿を出せば大丈夫ということですね。
- 小 川 内容にもよる。
- 平 野 各地方会担当理事に原稿をまとめさせることにしたら良いのでは。
- 小 川 後からお願いしようと思っていた。各理事は会員発表、特別講演をまとめるよう指導してほしい、また、写真が届いていないので2月号はかなり遅れそうです。
- 平 野 各理事は自分の支部から出た会員の原稿を理療に掲載できるように指導することを肝に銘じて約束して下さい。
- 三 宅 現在、理事の選出は地方会ではなく全国から選出されるようになっているので地方会担当理事の解釈でよいか
- 平 野 それで良い。
- 三 宅 発行回数を1回減らしたのと原稿料が発生するような内容になっていないので、中で処理が

- でき、理事が協力していただければ予算内で可能と考えている。
- 佐藤 全体の予算のバランスを見て、理療を1回減らして地方学会に回す。全国学会の費用に何を当てて、こちらを減らす。指導者講習会170万円なのでそれを削減して他に回すなど実行可能な予算を組上げることにする理事の意見を聞きたい。
- 三宅 まず事業に対する費用対効果を出す議論が必要になり、協議して優先順位を付けて協会として何を行うのかを決める。いかにお金を出すことによって効果が上げれるのかが必要だと思う。
- 佐藤 予算編成時期は12月から1月で、今回これを提示したのは具体的に予算を組まなければいけないので、現状の予算をどのように考え、どう組み上げていけば良いのか示していただきたい。
- 小田木 佐藤理事の発言は理解できるが、確認したかったのは事業計画などいろいろ見直して、節約だけでなく、減らせるところは減らして、増やせるところは増やしてとっており、昨年度までは何とか最低限でやってきて、文献が売れたり、全国学会、地方学会の残金収入があったり、逆にマッサージ等の手技療法のエビデンスの委託料が発生したりしたが、今回も大阪学会で100万円以上の残金があったりして、工夫をして何とか今年度もやって行けそうな感じで良いのか、独断では出来ないのかを確認したかった。今年度は昨年度の90%の緊縮財政で事業計画を立て、地方会、支部の値上げは出来ませんが前年度並みでいきます。地方学会の開催数を減らし、行動費は少し減りますが、このような形で良いのかを確認したかった。
- 杉浦 小田木理事が発言したことをやるのであれば、会長と財務局長にお任せになる。平成29年度に比べて平成30年度は収入が約300万円減ります。どこに力点を置くのかについての話は今日しかない。次の3月の理事会では具体的な数値を入れた収支予算案となり、承認されれば3月中に公益認定委員会に届けなければならない。例えば理療を1回減らしてでも、全国学会と地方学会を減らすべきではないとか、どこに力点を置くのかについて各理事から今日提案した話しを参考に会長と財務局長がまとめて具体的な案を3月の理事会に示す。
- 米谷 以前から一貫して言っているように地方学会は隔年開催、全国学会は毎年開催。ずーっと言い続けているがなっていない。予算は90%で執行して結構。
- 小田木 隔年というところでは9つあるが、4つか5つの隔年で、開催する予算が少なければ開催数が少なくても良いのか。
- 米谷 やれるところはやれば良い、北海道は5年に1回ぐらいしか出来ない。中部や近畿は数が多く実力があるので隔年でやれば良いが、北海道、九州、東北などは難しい。
- 丹羽 地方学会を近畿と中部がやるということだが近距離になるので如何なものかと思う。例えば、来年は埼玉で東日本、翌年は西日本で行うことを指導し、地方学会は2箇所とすれば良いのでは。
- 可知 組織力のある地方学会は自力でやれないかといった話があったが、中部でも一時から見て会員は半減しており、参加者は水

- 物で補助金がなければ出来ない状態である。もうひとつは入ってくるお金の議論がなされていないので、未収会費の回収を図るため未収会員に配布する文書を地方会や支部に送ることで、研修会時に未収会員に働きかけ、少しでも回収を図ることができる。また、来年度予算の関係で、直ぐに手をつけれるのは手数料関係になるので検討いただきたい。
- 津 田 収入の分に手を加える。原稿料等の関係で、理療の回数を1回減らし、必要があれば増やせば良い。
- 杉 浦 地方学会開催は2箇所か3箇所になるので、2年先まで、立候補地を含め開催地の調整をすれば良い。
- 小 川 学術局の立場として日本理学療法学会といった大きな冠を持っているし、学術誌としての理療は文献を買っていただけるなどの効果が現れており、今年も文献買い上げの問い合わせがあったが、最後までいかなかった。それぞれの立ち位置を考慮し、予算を反映していくことを努力する。
- 三 宅 第1回理事会で提案して第2回理事会で議論してまとめていけば良いのでは。
- 柳 澤 事業とすれば全国学会・地方学会・理療が大きな柱となり、学会を全国学会と地方学会の2つに分けていたものを一つにまとめる。全体で3つの学会を開催ということで良いのでは。理療に関しては、会員に原稿を書いていたかかないと仕方がない、広報に関しては細かく掲載するのではなく簡単に分りやすく載せ、細かいことはお知らせといった形で協会HPに掲載した方が良いのではと考えている。
- 佐 藤 予算が承認されて執行されて、地方から「この予算は何だとか、こんな予算では出来ない」などの声が多数寄せられるのですが、各理事はどのように考えているのか。実情を理解していただき、会員に説明して理解していただきたい。
- 平 野 毎年のことだが、不平不満が出ているのは、承認決議した理事の責任であり、説明不足だと考えられる。会員に理解していただくよう努力していただきたい。
- 米 谷 いくらやっても文句を言う人はいる
- 菊 田 地方学会を2箇所開催でまともってきているが、40万円では良い講師を呼べない、10万円ずつ上げたら良いのでは、もうひとつ指導者講習会を隔年でやることを検討していただきたい。
- 平 野 一番問題になるのは内閣府に出している本協会の事業に入っていて、内閣府から問い合わせがあることも考慮しなければならない。
- 丹 羽 指導者講習会を受益者負担（一部）にすれば、また、DVDが各支部に送られてきているが、現在、地方会から何名かが派遣になっており、各支部で必要なのか検討しては如何か。
- 小 川 規程で各支部1名になっていて、組織編成があって事情が変わったことは受け止めているが、40名の受講者を基本として行っている。DVDに関しては枚数を削減しても作成費用はほとんど変わらない。
- 柳 澤 基本的には伝達講習会をやることになっており、開催を配慮していただきたい。
- 小 川 やれない、出来ないという支部は地方会で講師の応援協力を依

頼する。

杉 浦 指導者講習会の隔年開催は、対公益認定委員会では可能だと思う。止めたり、定款に書かれていない事業の開催は違反になるが、手続きを踏めば可能だと思う。

柳 澤 やらなかつたときの費用を貯めておけるか

杉 浦 制度上の話であり、会計上は別の話になる。

平 野 会長としては協会の主要となる学会とか指導者講習会は堅持して行くべきと考える。

三 宅 組織編成に伴った内容にする方が馴染むのでは。

小 川 公益として支部末端まで行き渡るのか規程にどう盛り込めば良いのかについて指導をお願いしたい

丹 羽 参加費を取るという考えは。

小 川 規程で定められており現状では規程を変えないと出来ない。

杉 浦 伝達講習会で受講を義務づけているので参加費を取るということはできない。

丹 羽 伝達講習会を近畿地方会で行っているが、他の地方会ではどのように行っているのか。

米 谷 北海道は地方会で開催

大 場 東北では南北ブロックで。

津 田 四国は愛媛と香川で開催して徳島はどちらかに参加する。

可 知 中部は地方会で、北陸は各支部で。中国は広島が中心で開催、九州は把握できていない。

杉 浦 関東は各支部で。

小 川 各支部では難しい。九州会は長崎・大分・熊本で開催。

小田木 いろいろ意見を聞かせていただいたが、提案した予算に聞かせていただいた意見を参考に予算を組みたいと思いますがよろしいでしょうか。30年度の予算を10%収入が減るのを当てはめて良いでしょうか。

平 野 この予算の概要について賛否をとります。
(全会一致で承認)

議題6) 平成30年度 会費値上げ(案)

平 野 前回の代議員総会で否決されたが、今回、値上げの半分を支部、地方会に交付することを盛り込んで2000円の会費値上げを提案する。

杉 浦 議題6)の平成30年度を誤解を招かないように31年度とする。出来れば、平成30年度を削除し、会費値上げ(案)に(定款細則変更(案))を付けた方が定款に書いてあるので良いと思う。また、連動して5)の役員定数の削減案も(定款変更案)と書いた方が良い

平 野 そのように修正する。

米 谷 2000円値上げで賛成。

丹 羽 2000円値上げで賛成。

可 知 値上げはやむを得ないが、会員に説明をしっかりと理解を得る。また、未収会費の回収を地方会にも連絡して努力していくことをお願いする

津 田 再来年度の値上げはとりあえず反対、会員に理解するようしていただきたい。

佐 藤 反対する。2000円の値上げでこの予算を組み替えて会員を十分納得させることは難しいように思う。

小田木 財務的とこれからの安定性を考えると会員が1人でも多い時に値上げするのが良いと思うので賛成する。昨年、否決されているので心情的には難しいところがある。上がれば平成30年度は良いが、平成31年度は分らない。未収会費については、精一杯しても毎年、毎年、努力しても200万円増えていく状態なので会員に誤解を招きかねないので理解していただきたい。

- 小川 2000円の値上げで賛成。
- 三宅 昨年度は理療で文献買い上げによる予定外の収入があったが、安定した収入を得るためには会費値上げが必要であり、賛成。
- 柳澤 事業を縮小するとか役員を減らしてきて、来年も90%でやるということで協会の存続がかかっているので賛成する。
- 大塚 昨年、いろいろ議論があって何故、否決されたかを分るように会員に浸透させることと診療報酬で成果が出れば良いのだが、理解していないことが問題になっている。
- 杉浦 値上げ案を出すのが、今回が絶好になる。役員を減らす提案、値上げの半分を地方会、支部に交付金を出す。
- 佐藤 値上げした分をどう編成するのか。
- 杉浦 会員数が減ってきますので、150万を地方会、支部に1人1000円入って25%増えて大変助かり喜ぶ。会員が減少していく現状で、何年かは維持出来る。
- 佐藤 どう分担すれば納得するのか。今、話さなくて良いのか。
- 杉浦 支部、地方会の活動が潤う。
(賛成8名反対2名で承認)
- 議題8) 地方学会開催に係る意見要望
(26P参照)
- 柳澤 地方学会をやるかどうか、助成金が貰えるのか。
- 平野 長期計画して調整する提案があったがそのことも含めて。
- 津田 まず本部から助成金が出るのを前提でなく、出なくてもやる地方会が出るかも分からないので承知していただきたい。
- 米谷 開催予定を2年3年先まで対象とする。
- 小田木 財務から理療発行4回、全国学会1回、地方学会2回など決めていただければ予算化しやす
- い。
- 可知 後援申請が取れると会場借用申請が楽になる。なくなれば難しくなるかも分からないので配慮してほしい。出来れば毎年やりたい。出来れば中部地方会は、来年はやらしてほしいとのことです。
- 杉浦 開催場所まで決めなくて良いが、回数を決めて後は本部で調整する。地方会で2年先、3年先開催予定を募り、本部で全国学会も含めて検討し、開催地を決める。
- 平野 地方学会を2年か3年先まで計画出来ている地方会を集めて本部で調整する。この文書を作成配布する。
- 議題9) 提言・要望
- 柳澤 消炎鎮痛処置料に係る疑問点と改善要求。
- 米谷 自分らが行っているマッサージの点数がとれるようにしてほしい。
- 可知 消炎鎮痛にはあん摩マッサージ指圧となっているので理論的に可能か。
- 杉浦 公益法人として取れないものは要望しない方が良い。
・代議員も減っているので議長は1人で良い。
- 小川 議事進行が出来なければ大変なので出来る人を選ぶ必要がある。
- 可知 1名でやる方法が良いと思う。もし、2人でやる場合は、議長をしていない時は代議員席に戻れば良い。
- 三宅 1名でも良いが緊急時の対応が必要
- 丹羽 1名でも可能、副議長はいらない。
- 柳澤 近畿地方会から議長は1名で提言に対して多数が賛成を占め、来年度から、議長を1名正式に依頼し、緊急対応のために、代理人を予定しておく。
・アンケート実施は組織拡充部

で実施予定をしている。

- ・会費未納者の2年以上の資格喪失処理を望むに対しては、会長、財務局長の連名で文書を送っている。

小田木 通知が戻ってこない人はしばらく保管して、通知が届いている人は今年度末をもって取り消し、理療・広報は直ぐに送付停止する。

議題10) その他

会 長 米谷理事より提案のあった協会の方向性について審議する。

可 知 今年度70名が受講しているので、算定点数の確認をしていき、包括化していく中で、マッサージ師、柔整師が理学療法の中核の中で、いつまでやっていけるのか会員は非常に不安を持っている。それが担保できれば良いが、出来ない場合は、今の現状がある程度確保されている中で資格業務への移行が大事だと思う。但し柔道整復師が多くなってきており、特に若い会員に見られ、どのように対応するのが課題になる。マッサージ等の手技療法基盤にセラピスト研修の会員も当協会に入会して、新しいシステムを作る。今、会員は診療報酬だけでなく介護保険にもメリットを求めてきているので、将来的にはスキルアップ、また、個人的にエビデンスを生み出すような仕事場での環境が必要。

津 田 ほぼ可知理事と同じだが、マッサージ等の手技療法が独立して算定出来るようにしてほしい。

会 長 看護師、柔道整復師のほとんどが技能認定登録者か

津 田 そのとおり。

佐 藤 介護保険で頑張りましょう。診療報酬制度の中でどんどん狭められて来ている。今後を考えた場合、医療から介護へスムーズ

に行えるようにしていき、まだ、介護保険の中では余地があると思うのでそこに浸透していくべきと考える。

小田木 いろいろな職種の会員がいて、多数が認定制度のお陰で働けており、今やっていることを大事にして進めていただきたい。

小 川 技能認定制度については小田木理事と同意見でそれからもう一点、セラピスト研修については個人としては距離をおいてお付き合いいただきたい。

三 宅 医療と介護の垣根がなくなり、在宅の方に向かっており、積極的に動いて組み入れるように努力するのが良い。

柳 澤 会員が1687名と非常に寂しくなっていて、今年は技能講習会が70名が受けて良かったと思う。あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師の名称が出てきているが、当協会としては認定理学療法従事者を常に前面に出してやっていくべきだと思う。資格名称でいくと小さい協会の中で分かれてより小さくなってしまっているので、認定理学療法従事者で行けたら良いと思う。1687名をいかに守っていくかと思う。

菊 田 現状を守っていただくのと介護の方に入っていくことを頑張ってもらいたい。

大 塚 今までやってきたことは無駄にせず新会員発掘で継続し、診療報酬の中での立ち位置が確保出来るように運動していく。

中 川 1687名をどうするのかは現任救済で良い。また、現在51点しかとれず何が講習会と思うが、これがなければ点数が取れないこともわかる。予算に関しては大なたを振るうべきで、地方学会10年で3回しか出来なければ忘れてしまう。問題は多いが

- 譲り合わないと仕方ない。
- 青 柳 協会内の会員でエビデンスをどう作っていくかが最重点課題として提起していきたい。
- 杉 浦 公益法人、学術団体として維持し死守することが会員を守ることであり、例え 1000 人、750 人になっても学術団体、公益団体として全国学会開催、学術誌理療の発行、何人になっても技能認定講習会を開催することが会員を守る。
- 大 場 技能認定制度を基礎にして介護保険制度に参入。今がラストチャンスと思っている。
- 猪野塚 技能認定登録制度を維持して、いろいろの職種というより技能認定制度を中心にして延ばした方が良くと思う。
- 倉 石 柳澤理事と同意見で学術を押ししていくこと。
- 平 野 皆さんの意見を聞いて、技能認定制度を大事にして、介護保険の分野にも視野を広げていくべきだと思う。
- 柳 澤 技能認定登録制度でカリキュラムをどのようにしていくのか。
- 青 柳 来年、あん摩マッサージ指圧師のカリキュラムが変わるので、それからでも良いのでは
- 柳 澤 実講義を減らして視聴覚に持つて行くことはふさわしくないと考えている。
- 杉 浦 対厚労省として可能か、やぶ蛇にならないのか、変更案を持つて行くことで後援が外されるのではないかと危惧する。
- 平 野 後援名義借用でお願いに行ったときカリキュラムが変われば直ぐに知らせるようにと書いてある。
- 杉 浦 時期に合わせて厳しくしたものであれば良いが、逆に受けやすく、軽くした場合には問題になりやぶ蛇になるのでは
- 柳 澤 カリキュラムが変わったときに
- 出そうと考えた。
- 杉 浦 具体案を見せる前に打診が必要。
- 可 知 元の木阿弥になっては意味がないので、下折衝しながら進めていただきたい。三大都市圏は開催出来るが地方は開催できずに弱体化して協会運営に影響しており出来ていないことはマイナス面になっている。セラピスト研修という同じような組織があるので比較検討することも大事。下折衝で慎重にやって下さい。
- 杉 浦 行政は悪いことをしない限り既得権は取り消さない。
- 米 谷 認知がなく、実際に比較した場合に効果が出ているので、技能認定者を使って下さいと運動する。
- 三 宅 経過を見れば分るが、当初は資格名称が出ていたが、等に含まれ、教育機関を含め認知されていないので介護保険関係団体に啓蒙すべき
- 菊 田 特養に PT・OT がかなり入ってきているので今がチャンスだと思う。
- 青 柳 平成 26 年度の要望活動で PT・OT が特養、デイサービスにかなり入ってきていることを理解していた。ある介護保険給付費分科会の委員が PT・OT・ST を別々に評価したらどうかとの意見を出して、それでは困るといふことで厚労省にいつて話をしたら将来は分らないが今回は大丈夫という返事であった。平成 27 年の改定を受けて実態調査を行った結果、PT・OT・ST がやった機能訓練の方がマッサージ師や柔道整復師が行ったより、障害老人の日常生活自立度非常に高いことが分って PT・OT 協会が猛烈にアピールした結果、PT・OT・ST のリハビリ専門職別立てで評価したらという提案と小さなデイ

サービスでは雇用が難しいので医療機関と連携してPT・OT・STが出向き機能訓練指導員に指導することにより点数を加算する提案が出来てきた。22日厚労省にあって技能認定登録者を

加えてもらうように要望する。
杉 浦 機能訓練指導員を束ねている組織がないので、勉強会の勧誘をして介護へのウイングを広げる。
平 野 いろいろ意見が出尽くしたと思うので理事会を終了したい。

平成 29 年度 事業中間報告

1. 事務局

1) 会議の開催

- (1)代議員総会 1回(平成29年5月19日)
- (2)代議員総会報告会 1回(平成29年5月20日)
- (3)理事会 2回
- (4)地方会代表者会議 1回(平成29年5月19日)
- (5)東洋療法研修試験財団評議員会・生涯研修検討委員会・作業部会への参画
- (6)あはき等法推進協議会への参画
- (7)国民医療推進協議会への参画

2) 事務処理及び管理

- (1)葵税理士法人との決算処理作業
- (2)法人業務及び会計に係る報告書の提出
- (3)関係省庁・関係学会等に対する各種要望書の提出と要望活動の実施
- (4)各支部から提出された平成 27 年度事業報告・決算報告等の整理・管理
- (5)諸会議に係る企画立案と文書作成

2. 組織局

- 1) 会員登録(入会・退会)
- 2) 会員登録事項変更届の受理及び処理
- 3) 会友・休会申請書受理
- 4) 平成 29 年度 役員名簿作成・管理
- 5) ダイレクトメールの管理・修正・処理)

3. 情報管理局

1) 情報管理業務

- (1)ホスティングサービス(業務委託)運用・及びシステム開発会員管理システム・財務処理システム
 - (2)メール配信業務
理事・地方会・支部連絡用アドレス管理
 - (3)各種証書作成(技能認定登録制度・技能講習会等)
 - (4)財務関連業務・予算・決算・資料提供
 - (5)会費納入状況調査
- #### 2) ホームページ管理業務(法人会計)
- (1)デザイン・コンテンツの整備・運用

(2)技能認定登録者名簿の掲載(四半期ごとに掲載)

(3)会員専用談話室管理(参加者管理・投稿管理)

(4)協会広報掲載(PDF)

4. 保険局

1) 平成 28 年度 診療報酬改定に係る問い合わせ対応(資料参照)

(1)リハビリテーション総合計画評価料

(2)地域包括ケア病棟入院料

(3)疑義解釈

(4)訪問リハビリテーション費

2) 平成 30 年度診療報酬・介護報酬改定情報提供(資料参照)

5. 学術局

(全 般)

1) 第 66 回日本理学療法学会を平成 29 年 5 月 20 日(土)・21 日(日)大阪府吹田市千里ライフサイエンスセンターにおいて開催した。

2) 第 67 回日本理学療法学会準備委員との打ち合わせ(5/21)、大阪府吹田市(教育部)

1) 第 40 回理学療法指導者講習会講師への挨拶、打ち合わせ(7/19)於、新潟市

2) 第 40 回理学療法指導者講習会準備会開催(7/23)於、千葉市

3) 第 40 回理学療法指導者講習会を 10 月 29 日(日)千葉市文化センターにて開催した。受講者 36 名

(研 究)

1) 学術研究資料の収集

6. 理療出版部

1) 原稿依頼、収集、校正の編集業務

2) 理療発行

Vol 47 No.1 (181 号) 1,900 部

7. 特殊出版部

- 1) 理療「音声対応CD」No.181号 72部
- 2) 理療「音声対応CD」No.182号 73部
- 3) 理療「デージー図書」No.181号
- 4) 広報「CD版」No.229号 47部
- 5) 広報「デージー」No.229号 33部

8. 財務局

- 1) 会費納入状況（平成29年10月22日現在）
 - (1)会費納入対象者 1,687名
未納者 218名
 - (2)過年度の未納状況
H 25年度 33名・H 26年度 43名・
H 27年度 63名・H 28年度 111名
- 2) 財務報告
 - (1)今年度も3か月ごとに決算業務を行っている。
 - (2)各地方会・支部、各地方学会、全国学会の交付を完了した。
 - (3)会費未納者への請求を行った（9月）。

9. 広報局

- 1) 広報230号作成作業中
 - (1)発行スケジュール作成、原稿作成依頼
 - (2)原稿作成者との連絡調整（各部局、第66回日本理学療法学会担当者、第67回日本理学療法学会担当者等）
 - (3)編集委員との校正作業の連絡調整
 - (4)大圏社担当者との校正作業連絡調整
- 2) NPO法人デージー横浜からの依頼対応

7.24 2回 7.25 2回

10. 統計・組織拡充部

昨年実施した「会員実態調査」を詳細に分析し報告した（別紙参照）

11. 運動療法機能訓練技能講習会委員会

- 1) 神奈川県支部受講者41名、近畿地方会受講者29名の2会場で開催した。
- 2) 視聴覚教材の補完及び整理
- 3) 第25回 技能認定試験（平成30年2月11日実施）の準備。
- 4) カリキュラムの検討と情報収集。

12. 技能認定登録制度委員会

- 1) 平成28年度 単位取得講習会報告書の審査及び承認単位通知書の発行。
- 2) 技能認定登録及び技能認定登録更新（再更新を含む）等の遂行。
- 3) 登録手帳を新規作製し、平成30年1月より使用する。
- 4) 学会・講習会開催案内のホームページ掲載。

13. 表彰選考委員会

- 1) 協会創立70周年・法人認可55周年記念式典に向け、各支部・地方会より厚生労働大臣表彰・協会表彰（高木賞・後藤賞・功績賞・功労賞）受賞者の推薦書類の整理を行った。
- 2) 地方学会（記念学会）における協会長表彰の推薦受理と受賞者の決定
- 3) 叙勲・褒章受章者の推薦と関係官庁との折衝を行った。

平成 30 年度 基本姿勢（案）

公益社団法人へ移行後、会員数の減少と高齢化が進む本協会にとって、厳しい運営が続いている。新しい組織の再編のもと基盤の強化を図ることが急務となる。

第 58 回定時代議員総会で決定された事業の推進状況と、各地方会・各支部から寄せられた意見・要望を踏まえ、理事会において審議し、平成 30 年度基本姿勢（案）を作成するものである。

1. 学識・技術の向上

理学療法従事者の学識・技術を向上させる目的で「日本理学療法学会」及び「運動療法機能訓練技能講習会」並びに「理学療法指導者講習会」等を主催するとともに、学術誌の発行、技能認定登録制度に伴う単位取得講習会の充実、併せて研究活動の指導を推進する。

2. 診療報酬制度下における各種の取り組み

診療報酬改定に向け、職場における会員の状況について実態調査を継続して行い、消炎鎮痛処置からマッサージ等の手技療法を独立させることと、疾患別リハビリテーション料の格差是正について重点的に要望すると共に、技能認定登録者が診療報酬で優位に位置付けられるよう引き続き要望活動を推進する。

また、技能認定登録を行っているはり師・きゅう師を、疾患別リハビリテーションの施設基準における算定要員として組み入れられるよう運動を継続する。

3. 介護保険制度に対する取り組み

介護報酬改定に向けて、介護老人保健施設、並びに通所リハビリテーション、及び訪問リハビリテーション等の人員配置基準に技能認定登録者を優位な条件で位置付けるよう要望活動を推進する。

4. 技能認定登録制度の推進

平成 15 年度に発足したこの制度は、厚生労働省、関係医学会等において高い評価をいただき、平成 18 年 4 月の診療報酬改定において「運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているマッサージ師等の従事者」として算定要員に位置付けられている。

今後、講習会や研修会等の更なる充実を図り、技能認定登録者及び登録更新者が「資質の高い従事者」として広く社会に容認され、その役割を確立するために衆知を結集して邁進したい。

5. 病院等で理学療法等に従事するマッサージ師・柔道整復師等の医療法上の位置づけ

病院等で理学療法・運動療法・機能訓練等に従事しているマッサージ師柔道整復師等については、医療法に基づく「医療従事者」として位置付けられるように運動を推進する。

6. 組織強化

本協会における、会員数の減少や高齢化が進む中で、公益社団法人として公益事業を推進して行くため組織の再編と、財政基盤の強化を図る。

組織の拡充については、介護保険分野に従事する理学療法従事者に対しても、積極的に本会への入会を勧めて行く。

会費の徴収に関しては、各支部役員の負担の軽減と未納者の減少を目的に、JCB カードによる本部への直接納入制度の導入を推進する。

平成 30 年度 診療報酬・介護報酬改定に係る対応

丹羽理事（保険局長）

4月26日（水）に厚生労働省（保険局医療課・老健局老人保健課ならびに振興課）に出向き、診療報酬・介護報酬改定の要望を行い、6月20日には、日本臨床整形外科学会の理事長と面会し、本協会が行っている要望活動への理解と協力をお願いした。

以降は、改定作業の進捗を厚生労働省から発出される資料、各団体や研究機関の分析などを注視しているところである。現在は、改定項目（評価、見直し）がほぼ出揃い、審議が行われている。

技能認定登録者関連では、維持期の一月13単位の取り扱いについて、平成31年3月末まで延長されるとの情報を把握しており、今後の動向を注目して行きたいと思う。

また、11月8日及び15日の介護給付費分科会において、個別機能訓練加算のリハビリテーション専門職の評価が議論されたため、技能認定登録者も評価されるよう、11月22日に老健局振興課へ出向き、個別機能訓練7職種で、加算算定上の格差が生じないように、要望する予定である。

更に、リハビリテーション総合計画評価料について、技能認定登録者も算定要員として認められたことを表す疑義解釈が発出されていること。及び地域包括ケア病棟入院料等で技能認定登録者が業務しているという、会員からの情報が報告された。

平成 29 年 11 月 19 日時点での情報

1. 保険局報告

2016年4月現在の診療報酬での会員からの問い合わせ・情報提供について

*リハビリテーション総合計画評価料について

算定できる。

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料 300点

2. 事務連絡

問7 リハビリテーション総合計画評価料は「適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者」が医師の監督の下でリハビリテーション総合実施計画書を作成した場合には算定できるか。

回答 医師とあん摩マッサージ指圧師等の従事者が共同して作成している場合については、その他の算定条件も満たしていれば算定できる。

*地域包括ケア病棟入院料について

・PT-OT-ST.NETより

疾患別リハ専従者のケア病棟実施は問題ありません。（回答あり）

・東京、神奈川、新潟、大阪の会員から「業務できる」との回答がある。

・関東信越厚生局長野事務所 審査課では

問7（要約）

・1名枠を超えたスタッフとして病床の治療にあたって問題ありませんか？

・1名枠を超えたスタッフについて具体的条件についてご指導願います。

回答

・茶本に書いていない

・当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は

専従の常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が1名以上配置されていることとあるので理学療法士でないとは解釈するので1名枠を超えたスタッフとはみなすことはできない。

(5)(3)(4)のリハビリテーションを提供する患者については、1日平均2単位以上提供していること。ただし、1患者が1日に算入できる単位数は9単位までとする。なお、当該リハビリテーションは地域包括ケア病棟入院料に包括されており、費用を別に算定することはできないため、当該病棟又は病室を含む病棟に専従の理学療法士等が提供しても差し支えない。

・・・全国地方厚生（支）局によって解答が違うようである・・・

地域包括ケア病棟とは、急性期医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟または病室。

(3)・・・また、当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が1名以上配置されていること。なお、当該理学療法士等は、疾患別リハビリテーション等を担当する専従者との兼務はできないものであり、当該理学療法士等が提供した疾患別リハビリテーション等については疾患別リハビリテーション料等を算定することはできない。ただし、地域包括ケア入院医療管理料を算定する場合に限り、当該理学療法士等は、当該病室を有する病棟におけるADL維持向上等体制加算に係る専従者と兼務することはできる。なお、注2の届出を行う場合にあっては、専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士が1名以上配置されていること。

・・・提供する患者については、1日平均2単位以上提供していること。ただし、1患者が1日に算入できる単位数は9単位までとする。なお、当該リハビリテーションは地域包括ケア病棟入院料に包括されており、費用を別に算定することはできないため、当該病棟又は病室を含む病棟に専従の理学療法士等が提供しても差し支えない。また、当該入院料を算定する患者に提供したリハビリテーションは、疾患別リハビリテーションに規定する従事者1人あたりの実施単位数に含むものとする。

平成28年度診療報酬 疑義解釈

- 平成29年7月28日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その13）」
【疾患別リハビリテーション料】 問4
【目標設定等支援・管理料】 問3.4
- 平成28年11月17日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その8）」
【リンパ浮腫複合的治療料】 問14
- 平成28年9月15日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その7）」
【目標設定等支援・管理料】 問8～10
- 平成28年6月14日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その4）」
【リンパ浮腫複合的治療料】 問23
- 平成28年4月25日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その2）」
【リハビリテーション料】 問23～26
- 平成28年3月31日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」
【回復期リハビリテーション病棟入院料】 問75～82
【地域包括ケア病棟入院料】 問83.84

平成 30 年度 診療報酬・介護報酬改定情報

○改定スケジュール

第 106 回社会保障審議会医療保険部会（平成 29 年 9 月 6 日）資料 3-1

第 137 回社会保障審議会介護給付費分科会（平成 29 年 4 月 26 日）資料 5

平成 30 年度診療報酬改定に向けた議論（第 1 ラウンド）の概要（29/8/9）

3) リハビリテーション

- ・医療と介護による継続的なリハビリテーションの提供の在り方
- ・リハビリテーションにおける医師の指示や実施計画等の在り方

中央社会保険医療協議会 総会（第 365 回）議事次第 29.10.25

個別事項（その 5：リハビリテーション）

経過措置等について②

維持期リハビリテーションの経過措置の延長

＊ ＊医療保険のリハビリテーションが必要な患者にリハビリテーションが提供できるよう対応を行うこと等を前提に、要介護被保険者の疾患別リハビリテーション料の算定に係る経過期間については、当面、平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしてはどうか。 ＊ ＊

中央社会保険医療協議会 総会（第 360 回）平成 29 年 9 月 13 日

個別事項（その 1）疾患別リハビリテーション 総 - 1

社会保障審議会（介護給付費分科会） 第 150 回 2017 年 11 月 8 日

議題等

1. 平成 30 年度介護報酬改定に向けて（通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅療養管理指導）
2. その他

第 141 回社会保障審議会介護給付費分科会 平成 29 年 6 月 21 日

資料 3 通所介護及び療養通所介護 資料 4 通所リハビリテーション

地方厚生（支）局所在地一覧

www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/chihoukouseikyoku.html

中央社会保険医療協議会（中央社会保険医療協議会総会）

社会保障審議会介護給付費分科会

の改定作業情報を協会のホームページ上に公表

平成 28 年度 実施会員実態調査分析結果報告（要旨）

全文は、協会HPに掲載

1. 調査の目的・方法

- ①診療報酬・介護報酬の同時改定における協会要望活動の基礎的資料とする。
- ②会員の意向を把握し、協会活動に反映させる。
- ③調査票を広報に掲載し、返送または研修会参加時での提出を求めた。

2. 集計・分析

- ①回答の集約は、項目ごとに行い広報に掲載した。
- ②個別に回答をデータ入力し、分析を図ったが、PCトラブルによるデータ消失事故が発生し、再入力を未入力分から実施し、全体像を把握した。

3. 回収率 会員数 1,733 名 回答者数 841 名 回答率 48.5%

4. 男女別回答数

年代別	回答数	回答分布	会員比率	回収率	男	女
20代	33	3.9%	4.6%	41.3%	696名	82.7%
30代	92	10.9%	13.7%	38.8%	145名	17.2%
40代	198	23.5%	25.1%	45.5%		
50代	309	36.7%	36.5%	48.9%		
60歳以上	209	24.9%	20.1%	59.9%		

<分析>

- ①回収率は、過半数をやや下回ったが、会費未納で実体がない者が一定数あり、実質的には過半数の会員が回答したものといえる。
- ②実施方法が、広報掲載・自己負担での返送であったことが回収率の低さに影響した。今後、同種調査を実施する場合は、個別送付と送料の教会負担、記入例及び設問に関する資料の添付などの対応が必要である。
- ③年代が高い会員の多く、極端な逆ピラミッドとなっている。
年代が高いほど回答率は高く、今後の協会活動を支えていく、20代から40代会員の意識向上が必要である。

5. 所有資格種別

資格種別	回答数	会員数	回答者比率	在籍会員比率
マッサージ師	599	1212	71.2%	69.9%
柔道整復師	224	457	26.6%	26.4%
はり師	501			
きゅう師	493			
理学療法士	12	26		
作業療法士	0			
言語聴覚士	3	4		
看護師	12	70		
准看護師	15			
介護福祉士	13			
社会福祉士	2			
介護支援専門員	98			
ヘルパー	16			

< 分析 >

- ① 4分の1が柔道整復師であり、特に20代から30代は、その割合が高くなっている。
 - ・盲学校でのマッサージ師の養成数が減少している。
 - ・マッサージ師は、運動器セラピストとなっているケースが多い。
柔道整復師は、セラピスト受講から外れるケースもある。
 - ・マッサージ師は訪問マッサージへの就業が増え、柔整師は開業が厳しくなっている。
- ② 50代以降に介護支援専門委員等の資格所有者が比較的多い。導入時に資格取得とPTとの関係で資格に対する関心が高いこともその理由として伺える。

6. 勤務先の種別

種 別	回答数	比率	備 考	
私立病院	268	31.9%	40.9%	72.5%
公立・公的病院	76	9.0%		
診療所（医院・クリニック）	266	31.6%	14.5%	
介護通所施設（デイサービス）	77	9.2%		
介護通所施設（デイケア・通所リハ）	19	2.3%		
介護入所	26	3.1%		
福祉施設（障害者等）	11	1.3%	6.2%	
施術所勤務	18	2.1%		
施術所等自営	38	4.5%		
無職	34	4.0%		
その他	3	0.4%		

< 分析 >

- ① 病院勤務者が4割で、特に高年代に多かった。
 - ・脳血管疾患等リハ料が算定できてくる。・PTの充足前から雇用されてきた。
 - ・経験やスキルが、評価されている。
- ② 公立・公的病院勤務者が1割弱あり、協会活動を支えている面があるが、50代と定年後の再雇用であり、民間機関勤務者の活動参加が課題である。
- ③ 診療所勤務者は、想定より少なかった。運動器セラピストとなっていることが想定される。
- ④ 介護保険関係施設勤務者は15%弱で、全年代にほぼ同比率で在職している。
 - ・40代以降については、医療機関からの転職が、制度創設時期から想定される。
 - ・通所リハビリテーションは、算定できることから、今後増加が想定される。
- ⑤ 施術所や無職の会員が1割ある。離職後に継続して協会を支えていただいている。

7. 雇用形態

区 分	回答数	比率	常勤・フルタイム	696	90.0%
正規常勤雇用	608	78.7%	パート	79	10.2%
非正規常勤雇用（契約社員・フルタイムパート等）	42	5.4%			
パート雇用	53	6.9%			
定年後の再雇用（フルタイム）	46	6.0%			
定年後の再雇用（パート）	26	3.4%			
回 答 総 数	775				

< 分析 >

- ① 正規が8割弱、フルタイムの非正規が1割強あり、計9割が通常勤務時間で働いていた。
- ② パート雇用は、定年後の再雇用や再就職が多かった。
- ③ 50代に非正規が比較的多くみられた。離職後の再就職は、雇用環境が低下している。
- ④ 給与水準が比較的高い層は、今後非正規などへの移行拡大が、懸念される。
- ⑤ 定年後にも多くが勤務している。これが、会員に在籍している要因となっている。今後この世代の離職により、会員数の減少が見込まれる。

8. リハビリ業務に従事して得られている年間収入

有効回答 ⇒ 577 無回答 ⇒ 220 回答者平均値 ⇒ 350万円

収入区分	回答数	比率		収入区分	回答数	比率
100万円以内	44			401万円～500万円	116	20.1%
101～200万円	80	13.9%	66%	501万円～600万円	48	8.3%
201～300万円	150	26.0%		601万円～700万円	26	4.5%
301万円～400万円	148	25.6%		701万円以上	9	1.6%

<分析>

20代から50代については、常勤雇用者を主に分析を行った。

- ①一般の勤労者平均所得（500万円）を上回る者は、14%に過ぎなく、その多くが公的・公立病院勤務者と開業者であった。
- ②20代平均は、240万円と200万円と300万円前後の層に分かれ、後者は柔整師が多い。
- ③30代平均値は、330万円と平均値前後の層が多かった。
- ④40代平均値は、400万円と200万円前後から500万円まで幅広く分布していた。50代平均値は、420万円と300万円前後の層と400万円～500万円の層に二分される。
公的・公立在籍者が平均値を引き上げていた。再就職による収入低下がみられる。
- ⑤60代は、常勤と非常勤がほぼ同数で、常勤雇用は300万円から400万円が多かった。
- ⑥年代が高くなるほど収入額のかい離の幅が広がっている。要因としては、離職と再就職による減収・個別のスキルや職場での位置付けの反映・勤務先の経営環境・新卒PTとの給与水準の低下が想定される。
- ⑦非常勤は、200万円未満が多く、一部個人スキルへの高い評価もみられた。
- ⑧介護施設勤務者は、介護職全体の低い給与水準が影響し、医療機関勤務者に比べ、1割程度低くなった。

9. 主に従事している業務内容

種別	回答数	比率	種別	回答数	比率
運動療法・機能訓練	526	62.5%	リハビリ関連業務	211	25.1%
手技療法	451	53.6%	リハビリ関連外業務	82	9.8%
物理療法	363	43.2%	回答総数	1,633	

<分析>

- ①一項目の選択を求めたが、多くが複数回答であった。業務従事実態の把握ができた。
- ②運動療法・機能訓練は、選択した4割強が手技療法を併せて選択していた。この項目のみの大多数が、病院・介護保険施設勤務者であった。従事していない者が4割弱あり、医療機関勤務者にみられ、多くが手技療法・物理療法を選択していた。
介護保険施設勤務者は、機能訓練指導員であり、運動療法・機能訓練が大多数であったが、一定数が手技療法を選択していた。手技療法には、利用者ニーズがある。
- ③柔整師は、手技療法が算定除外のため物理療法が多く、一部手技療法を選択していた。
- ④比較的規模の大きい医療機関で、物理療法やリハビリ関連業務のみに従事がみられた。

10. 主に従事しているリハビリテーション

区分	回答数	比率	従事者比率	区分	回答数	比率	従事者比率
急性期	134	15.4%	17.0%	慢性期・維持期	556	64.0%	70.6%
回復期	97	11.2%	12.3%	従事していない	82	9.4%	

<分析>

- ①従事している者の7割が、慢性期であった。
- ②急性期に従事している者は、比較的規模の大きい医療機関勤務か、または運動器疾患の急性期にて従事していると推定される。
- ③今後は、大多数が慢性期に従事していくことが推察される。

11. 届出リハビリテーション料施設基準・PT員数

種別	回答数	比率
脳血管（Ⅰ）	110	37.0%
脳血管（Ⅱ）	99	33.3%
脳血管（Ⅲ）	88	29.6%
運動器（Ⅰ）	262	47.0%
運動器（Ⅱ）	157	28.1%
運動器（Ⅲ）	139	24.9%
廃用性（Ⅰ）	103	45.0%
廃用性（Ⅱ）	66	28.8%
廃用性（Ⅲ）	60	26.2%
通所リハ	54	9.5%
無回答	273	

	脳血管疾患等	運動器	廃用性
Ⅰ	110	262	103
Ⅱ	99	157	66
Ⅲ	88	139	60
計	297	558	229
比率	52.3%	98.2%	40.3%

PTの員数（常勤2名以上勤務か？）

はい	396	66.8%
いいえ	197	33.2%
	593	

<分析>

- ①（Ⅲ）の回答が多く、厚生労働省の施設基準届出数とのかい離が大きく、他の設問の回答との整合性から、自身が算定している区分での回答とみられる。
- ②施設基準の届け出を把握している会員は、過半数を下回った。50代以上は、比較的把握されていた。
- ③施設基準に関わらず算定が（Ⅲ）であり、届出基準に関心が低い、届出基準を知らされていない。または、協会の情報提供と啓蒙が弱い、会員の意識が低いことがあげられる。特に、平成18年以降算定のために入会した者が、増えてきていることが要因となっている。
- ④脳血管疾患等は、病院での届け出が多数であった。
- ⑤廃用性症候群は新設であり、届け出数が少なかったが、会員の把握不足の可能性もある。
- ⑥運動器疾患は、殆どの医療機関で届け出されていた。PTが2名以上いないところも3分の1あり、運動器リハ料（Ⅱ）の施設基準届出におけるみなし規定が、活用されている。これは、当分の間とされており、整形外科のPTの充足状況に注視していく必要がある。
- ⑦通所リハビリテーションは、医療から介護への移行が推進されており、今後急増が想定される。1～2時間が算定できることも含め、更なる周知が必要である。

12. 算定項目

算定項目	回答数	比率	届出数	算定率
脳血管リハビリテーション料	134	22.6%	297	45.1%
運動器疾患リハビリテーション料	398	67.1%	558	71.3%
廃用性リハビリテーション料	98	16.5%	229	42.8%
マッサージ等の手技療法	328	55.3%		
手技療法以外の消炎鎮痛	239	40.3%		
通所リハビリテーション（1～2時間）	38	6.4%	54	70.4%

<分析>

- ①脳血管疾患等は、病院勤務者が多かった。届け出医療機関の半数近くが算定していたが、回答数の届出数に正確性に疑問点があり、実態はもっと低いものが想定される。
- ②7割近い会員が運動器リハ料を算定していた。但し、運動器疾患を届出しているも3割弱が手技療法・消炎鎮痛処置にて算定していた。1日の取り扱い患者数や算定上限、算定点数の逡減により、算定額の差が少ないことが影響しているものと思われる。
- ③手技療法は規定もあり、マッサージ師が算定していたが、一部柔整師の算定もあった。機械器具は、柔整師が算定するとともに、マッサージ師も算定していた。
- ④通所リハは実施施設は少ないが、実施施設の算定率は高かった。今後拡大が想定される。
- ⑤算定は、勤務する医療機関の状況により様々な対応がなされていることが調査結果に表れている。算定に係る情報提供は、必要なものであり、更なる充実が求められる。

13. 今後の方向性 回答総数 799

設問・回答区分	回答数	回答率	参照	
現行通り、技能認定登録を基盤に理学療法を主体に行っていく。	317	39.7%	60.3%	89.6%
これまでの技能認定登録の実績を確保しつつ、免許業務であるマッサージ等の手技療法に軸を移し、位置付けと職域の確立を目指す。	399	49.9%		
免許業務であるマッサージ等の手技療法一本に絞って、位置付けと職域の確立を目指す。	83	10.4%		

<分析>

- ① 9割の会員が現状の算定水準の確保を求めている。平成18年度改正により算定要件が受講に「定期的に適切な研修」引きあげられた。定期的に適切な研修を受けていれば、算定が確保される対応が必要となる。
- ② 理学療法従事者の位置づけは、平成3年の「理学療法の診療報酬における評価に関する検討結果報告」や算定上の要件等があり、その点に関する情報提供が必要である。
PTの養成と充足状況に大きく影響を受けるが、安定的な位置づけが求められている。。
- ③ 理学療法を主体とする回答は、柔整師と50代以上、介護保険施設勤務者に多くみられたが、一定数が手技療法への移行を選択していた。
・柔整師は手技療法を算定できない。・高年代は、PTに替わって理学療法を担ってきたという自負心がある。・マッサージの業務や資格についての社会的評価が低い。
- ④ 「PTみなし」は、運動器リハ(Ⅱ)の施設基準届出で医療機関が受けられるものであるが、技能認定登録者個人がPTとして取り扱われると曲解されていることがある。
- ⑤ 介護保険施設は、機能訓練に従事している。また、手技療法は算定項目に入っていない。
- ⑥ 6割の会員が、今後の進むべき方向性として資格業務である手技療法を目指すことを求めている。PTの充足への危機感、主な業務が手技療法で患者のニーズがある、専門性を活かし高めたい、独自の職域の確保し、雇用の確保してほしいなどが選択理由として考えられる。
- ⑦ 手技療法については、柔整師の組み入れや質やエビデンスが課題である。

14. 手技療法の状況

設問・回答区分	回答数	比率
手技療法は、マッサージ師または柔道整復師が行っている。	529	62.9%
PTが、あん摩・指圧・柔道整復に相当する行為を行っている。	268	31.9%
OT・STが、あん摩・マッサージ・指圧・柔道整復に相当する行為を行っている。	118	14.0%
マッサージ等の手技療法は、行っていない。	88	10.5%

<分析>

- ① あはき師法・柔整師規定の業務独占が、3割において守られていないことが確認できた。

15. まとめ

- (1) リハビリテーション料施設基準を正確に把握していない者が多く、診療報酬改定の基礎資料としては、弱いものとなった。
- (2) 算定要件目的の在籍が多く、協会活動に関わる姿勢が弱く、低い回答率となった。また、高年代は、長年の低評価による「あきらめ」も要因として考えられる。
- (3) 調査の実効性や意識向上には、報酬体系等関係事項の情報提供と課題共有が必要である。
- (4) 介護保険施設の機能訓練指導員である技能認定登録者の質の評価を求め組織拡充を図る。
- (5) 協会運営継続には、役員世代交代も含めた抜本的かつ速やかな対応が必要である。

平成 30 年度 地方学会開催予定の要望・意見

1. 北海道地方会

1) 北海道地方会では平成 30 年度に地方学会の開催予定は御座いません。

2) 今後の地方学会開催方法、開催間隔について

学術団体として、永年に亘り毎年学会を開催してきた地方会にとっては、研究発表の機会を失くすと言うことは望むところではないと思います。

しかし、今後開催に係る経費など考えますと年間に開催できる件数も削減されるのは仕方がない事と思います。

3) 今後の開催方法について述べさせていただきます。

協会より開催経費の助成を受けて開催する場合は、隔年での地方学会開催にしてはいいかがでしょうか。助成を受けられない年度は、課題講習会のように参加者収入の中で運営できる地方学会を開催するなど、本部から開催費の支援を受けない方法で企画することも一つの方法ではないでしょうか。

その場合は、現在の参加費 2,000 円の決まりに柔軟性を持たせ、地方会の考えに任せて参加費を徴収する方法もあるのではないのでしょうか。

また、過去にも行われている方法ですが、全国学会開催時に地方学会・記念行事を共催で行うことも一つの方法ではないのでしょうか。

ちなみに、北海道地方会では毎年開催する実行力も有りませんので、5 年ごとの節目に記念行事として地方学会を開催して来ている状況です。

2. 東北地方会

1) 今年度（平成 29 年度）までは、毎年開催しておりましたが、来年度以降は、2 年に 1 回の開催とする事と致しました。

2) 来年度（平成 30 年度）は開催せず、再来年度（平成 31 年度）の開催を目指し準備を進めていく予定としております。その旨、ご支援をお願い申し上げます。

3) 地方学会に関する意見

① 会員数の減少等に伴い、各地方会では、地方学会開催に苦慮しているものと考えます。毎年の開催が難しくなっている状況であれば、2 年に 1 回等に開催頻度を見直し、量（開催回数）より質（中身）の地方学会を目指すべきと考えます。

② 全国の各地方学会が、ある 1 年に集中し、協会の財務負担とならないよう、各年度の地方学会開催数を均等とする為、調整が必要と考えます。

③ その調整役は本部が担うべきと考えます。今回の本部の動きは、その姿勢を示したものと感じております。ご苦勞をお掛けしますが何卒よろしくお願い致します。

3. 関東甲信越地方会

1) 平成 30 年度 地方学会開催について

関東甲信越地方会は、30 年度には、全国学会（埼玉）を開催するので、地方学会開催の予定はありません。31 年度（31 年秋）に開催を予定しています。

2) 今後の地方学会開催について

① 交付金について 会員数を考慮してほしい。

会員数 600 名の関東甲信越地方会の開催する地方学会と、100 名の地方会が開催する地方学会が、同じ額の交付金でよいとは思えない。用意する会場の大きさ、準備に要する経費も大きく違う。一般会計の交付金以外に、各地方会には、剰余金、基金、積立金等、公益法人会計上一切認めていないのだから、地方会の規模に応じて、地方学会開催には適切な交付金を手当てすべきである。

学会開催には、基本的な固定経費もあるので、100%会員数比例でなくてよいが、交付金の算出方法は、固定金額+会員数比例額とするのが、適当と思う。

例えば、一律 35 万円+会員数×500 円のようにこの場合、関東甲信越地方会（会員数 600 名で）へは、65 万円 100 名の地方会へは、40 万円の交付金となる。この計算方法でも、3 地方会で総額 150 万円程度に収まるのではないか。

② 開催地の決定時期について

本部での開催地の決定は、開催年度の前年度の秋（10 月～11 月）には、決定していただきたい。会場の予約を、6 ヶ月以上前（可能であれば 1 年前）に行う必要があるため、例えば、平成 30 年の秋に開催するためには、できれば、前年秋には、決定していただきたい。

また、開催の具体的な実施計画を、その年の 3 月～4 月の地方会執行委員会で審議して、各支部に協力を求める必要もあるので、やはり、前年の秋には決めていただきたい。

4. 北陸地方会

地方学会の予定はありません

5. 中部地方会

来年度（平成 30 年）は、中部地方会・愛知県支部担当で役員及び会員が一丸となって開催に向けて進めております。

会場予約並びに後援名義等への依頼を行う関係上、平成 30 年 1 月に行わないと学会開催が困難になりますので、11 月 19 日に開催される平成 29 年度第 2 回理事会で協議していただき 12 月末日までに通知していただければとお願いします。なお、本部からの地方学会交付金ですが、現在 40 万円からの減額は開催運営上厳しくなりますので、予算の減額はしないことを望みます。

今後の地方学会開催ですが、毎年各県並びに市・各団体の後援名義等を依頼しており学術団体として現在まで信頼を得て開催が行われています。

公益社団法人全国病院理学療法協会として厚生労働省にも診療報酬算定に認めていただき現在があります。

全国学会開催は必須ですが、地方学会も規模は小さくても今まで開催してきた各県並びに市・各団体の後援名義の信用を失いたくありませんので毎年開催を希望します。

予算を切り詰めても出来ない場合は、隔年度の開催をお願いします。

6. 近畿地方会

平成 30 年度の地方学会の開催を決定いたしました。開催地は和歌山県で平成 31 年 1 月

頃の開催を予定しております。

1) 地方学会開催の在り方についての意見

- ① 限られた学会予算の配分は全国学会に最大限集約が必要と考えます。
- ② 地方学会の開催について、その地域での政治、関係団体との関わりにおいても一定間隔で必要な事業であると考えます。地域の開催要望を踏まえ、本部での調整をいただく方がよいと考えます。
- ③ また本部交付金の割合が50%以内でないと実際学会としての形態が厳しいのではないかと思います。

近畿地方会では、今後毎年輪番制でこれまで通り開催できるのか、隔年会員の多い地域のみで開催するのか検討中です。

7. 四国地方会

「中国四国理学療法学会」については、昨年の中国会・四国会の執行委員会で、隔年開催することで決定しております。

今回は平成31年に中国会担当で開催予定となっております。したがって再来年（平成31年）の「第46回中国四国理学療法学会」は、ぜひ予算の対象にしていただきたく存じます。

提言・要望

1. 診療報酬制度に対する疑問と要望（北海道）

消炎鎮痛処置料に係わる疑問点と改善要求

理学療法や作業療法と同時に徒手マッサージなどの物理療法を行った場合、消炎鎮痛処置料はそれぞれの療法に包括され、担当しているPT、OTがカルテ上の実施者と成っているのが現状であります。

マッサージ療法を実際に行ったとしても、その治療に費やした行為や時間は診療報酬上算定されない事が現在の状況となっております。

マッサージ師や柔道整復師などが就労している臨床現場では、理学療法などと併用して行われる物理療法は、担当の理学療法士がすべての治療を実施するわけではなく、理学療法に係る消炎鎮痛処置については理学療法士とは別にマッサージ師などが消炎鎮痛処置としてマッサージ療法、物理療法等を行っている現状があります。

しかし、診療報酬上の考え方としては同一の療法士が理学療法と同時に消炎鎮痛処置を行っている、その事を想定して消炎鎮痛処置料を包括の扱いにしているのではないかと疑問を感じております。

今後、診療報酬の算定が実働に見合う算定になる事を切望いたします。

要求としては、理学療法、作業療法を行った患者に対し、消炎鎮痛処置の中にある「マッサージ等の処置」を技能認定登録者が実施した場合については、PT・OTの包括扱いから外し、「マッサージ等の処置」の点数が算定できるように要望をお願い致します。

また、200床以上除外の件についても、見直しの要求を引き続きお願いいたします。

現在、協会ではマッサージ等の手技療法を消炎鎮痛処置からの独立を要求し診療報酬上での再評価をもとめエビデンスの研究に取り掛かっておりますが、上記の要望は、それとは別の観点からの要求になると考えますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 定時代議員総会における議長選出方法等変更の件（近畿会）

内容：以下の要領により定時代議員総会の議長選出の慣例および方法等を変更し、各地方会の議長選出負担の軽減とそれに伴う代議員議席参加の機会の担保を図る。

定時代議員総会の議長選出について、下記事項に変更する。

- ①従来の議長選出慣例を廃し、代議員総会議長を1名とする。
- ②議長選出をする地方会は、前年度に全国学会を開催した地方会とする。

理由：定款変更に伴い、各地方会単位で選出された代議員からなる代議員総会は、現状において代議員総数の減少と各地方会単位での意見等提起により効率的な議事進行となり、それ以前と比較し議長負担の軽減を伴っていると考える。

また、代議員定数1名の地方会の存在や、今後に見込まれる経過的な会員減少によりさらなる代議員数の減少と全国学会開催の偏りに伴う議長選出の偏重などを考慮し、現状の定時代議員総会での議長選出慣例に伴う議長選出を変更して、上記内容事項により各地方会の議長選出負担の軽減とそれに伴う代議員議席参加の機会の担保を図るよう提言する。

3. 定期的な会員実態調査（アンケート）実施の件

内容：以下の要領により定期的に会員実態調査を実施し、本協会の基礎的資料の蓄積を図り、その資料の分析を根拠として継続的に本協会の要望活動等に活用していく。

- 定期的に会員実態調査を実施し、所定の調査書を記入して提出する
2年または4年（役員等改選時）をめぐりに実施する
- ・所定の調査書は「広報」第226号掲載の「会員実態調査」内容に沿う調査内容とする
 - ・本協会は調査の分析を図り、「広報」に掲載し会員に周知する
 - ・本協会は要望活動を行う際、その資料の分析を根拠として十分に活用する
 - ・調査により継続的な会員動態また意向を把握し、今後の協会活動に反映する

理由： 昨年度の「広報」第226号に掲載された「公益社団法人全国病院理学療法協会会員実態調査」は、その調査目標に「平成30年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定における本協会の行う要望活動において、会員実態を示す基礎的資料となるものです。また、会員の意向を把握し、協会活動に反映していきます。」と記されており、調査の重要性は相当に高いものとする。この調査の重要性を協会会員に周知徹底し本調査を継続的に実施することで、今後も効果的な「要望活動の根拠」「協会活動基礎資料」として十分に活用できるものとする。

4. 会費未納会員（2年以上）の会員資格喪失処理および各支部通知の件（近畿会）

内容： 会員の2年以上の会費支払い義務不履行に伴う会員資格喪失がされた場合、協会本部は速やかな事務処理また各支部へ資格喪失処理実施の通知を行う。

理由： 定款 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。（1）第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき・・・とあり、該当会員は会員資格喪失として事務処理される。現状、会費徴収および会員資格喪失処理の実務は協会本部が担っており、各支部は該当会員からの退会届送付が無い場合、会員扱いとして支部連絡案内実務等を継続している状態であり事務的および経費的損失を伴います。

公益法人としての定款順守する場合、協会本部は速やかに該当会員への会員資格喪失事務処理を行い、かつ各支部への事務処理通知を実施し、これらの事務的および経費的損失を防ぐことを提言します。

第 66 回 日本理学療法学会 終了報告

参加者	会員 301 名 一般・学生・市民講座等 126 名 入場者総数 427 名
学会内容	後援団体 25 団体 (厚生労働省・大阪府他) 演題発表 30 題 特別講演 4 題 市民公開講座 1 題 医療介護機器書籍展示 3 社

《演題発表内訳》

(単位:人)

地方会	支 部
北海道 2	道央北 1 道南 1
東 北 1	岩手秋田県 1
関東甲信越 8	茨城県 1 埼玉県 1 千葉県 1 東京都 3 神奈川県 2
北 陸 1	石川県 1
中 部 3	愛知県 2 岐阜県 1
近 畿 12	京都府滋賀県 1 大阪府 7 兵庫県 3 和歌山県 1
中 国 2	鳥取県 1 広島県 1
四 国 1	愛媛県 1

《会員参加者内訳》

(単位:人)

地方会	支 部
北海道 8	道央北 3 道央南 1 道東 1 道南 3
東 北 11	青森県 5 岩手秋田県 3 山形県 1 福島県 2
関東甲信越 84	茨城県 5 栃木県 2 群馬県 2 埼玉県 16 千葉県 12 東京都 11 神奈川県 12 新潟県 5 静岡県 10 長野県 9
北 陸 7	富山県 6 石川県 1
中 部 20	愛知県 14 岐阜県 4 三重県 2
近 畿 137	京都府滋賀県 27 大阪府 86 兵庫県 13 奈良県 7 和歌山県 4
中 国 17	鳥取県 1 島根県 1 岡山県 2 広島県 13
四 国 8	徳島県 2 香川県 1 愛媛県 5
九 州 9	福岡県 1 長崎佐賀県 2 大分県 4 鹿児島県 2

第 66 回 日本理学療法学会 収支決算報告

平成 29 年 7 月 10 日

第 66 回 日本理学療法学会

学 会 長 丹羽 つとむ

準備委員長 町井 修治

財 務 担 当 金森 勝子

学会事業収入

項 目	金額	備考
交付金収入	¥3,032,893	協会本部支出
参加費収入	¥2,541,000	学会参加費
協 賛 金	¥110,000	学会協賛金
広告料収入	抄録集 ¥65,000	抄録広告掲載
	展示会 ¥59,367	学会展示会出展料
その他の収入	¥60,001	
合計	¥5,868,261	

学会事業支出

項 目	金額	備考
旅費交通費	¥607,592	会議交通費・渉外費等
通信運搬費	抄録集 ¥308,362	抄録郵便
	その他 ¥170,858	ダイレクトメール等
消耗品	¥169,961	事務用品・備品・学会封筒等
修繕費	¥0	
印刷製本費	抄録集 ¥756,000	2000 部
	その他 ¥21,100	企画書、市民公開講座レジメ等
賃借料	会 場 ¥1,276,460	会場使用料等
	機材費 ¥1,082,893	会場機材・運営諸費等
諸謝金	講師謝礼 ¥830,000	特別講演・市民公開講座講師料
	租税公課 ¥94,371	
記念品	¥121,228	演者・座長記念品等
会議費（当日接待）	¥260,322	お弁当・お茶代等
雑支出	¥169,114	
合 計	¥5,868,261	
収支差額	¥0	

諸会議及び役員渉外行動報告

月日	用務地	用務内容
7/11	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
14	厚労省医政局医事課	第66回 日本理学療法学会終了報告(平野)
15	伊勢原シティープラザ	平29年度 運動療法機能訓練技能講習会 開講式(平野)
21	全鍼師会館	第3回あはき等法推進協議会(平野) あはき等法制定70周年記念の集い実行委員会(平野)
27	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・小田木・佐藤)
29	協会事務所	褒章・叙勲等に係る資料作成(平野・柳澤・倉石)
8/3	協会事務所	技能認定登録手帳の見直し(平野・柳澤・大園者2名)
4	協会事務所	第58回 定時代議員総会議事録の最終校正(平野)
10	厚労省医政局医事課	褒章等の関係資料提出(平野・柳澤)
17	協会事務所	褒章関係書類整理(平野・柳澤)
18	厚労省医政局医事課	褒章関係書類提出(平野)
21	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・小田木・佐藤)
21	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
24	日本鍼灸師会館	あはき法制定70周年記念の集い実行委員会(平野)
9/1	協会事務所	支部・地方会講習会の実施予定表作成(平野・柳澤)
9/2	宮崎県視覚障害者センター	第68回 日本理学療法学会の日程 会場・学会役員等の協議(平野)
2	東京医療専門学校	生涯教育部会(柳澤)
8	協会事務所	大規模修繕5年点検 バルコニー修復作業の確認(平野)
9	全鍼師会館	平成29年度 第2回普及啓発部会(平野)
14	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・佐藤・小田木)
21	協会事務所	ケーブルテレビ受信調査測定の立ち合い(平野)
26	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
10/1	福島市市民会館	第58回 東北理学療法研修学会(平野)
3	日本医師会館 小講堂	第13回 国民医療推進協議会総会(平野)
17	ヤクルトホール(新橋)	第29回 国民の健康会議(平野)
19	全鍼師会館	第5回 あはき等法推進協議会(平野)
20	東京有明医療大学	あはき法制定70周年記念の集いの会場確認(平野)
21	協会事務所	協会創立70周年に係る大臣表彰申請書類整理(平野・柳澤・倉石)
24	ツナビル	ニュー大崎管理組合理事会(平野)
26	協会事務所	葬税理士法人財務処理(平野・小田木・佐藤)
29	千葉市文化センター	第40回 理学療法指導者講習会(平野・小川・小田木)
31	協会事務所	技能認定登録手帳に係る協議(平野・柳澤)
11/1	東洋療法研修試験財団	平成29年度 臨時評議員会(平野)
1	東洋療法研修試験財団	生涯研修検討委員会(平野)
5	東京有明医療大学	あはき法等制定70周年記念の集い(柳澤)
5	岐阜市生涯学習センター	第55回 中部理学療法学会(平野)
10	協会事務所	協会創立70周年記念祝賀会に係る協議(平野・柳澤)
11	ネストホテル松山	愛媛県支部 創立65周年記念式典(平野)
12	ネストホテル松山	第45回 中国四国理学療法学会(平野)
14	協会事務所	葬税理士財務処理(平野・小田木・佐藤)
18	協会事務所	表彰選考委員会(平野・柳澤・三宅・倉石)
19	協会事務所	平成29年度 第2回理事会(理事会構成員)

本部発信文書一覧

月日	文書番号	宛先	文書名
6/30	29	役員・支部長・地方会執行委員長	協会創立70周年記念式典に係る表彰候補者推薦について(依頼)
30	30	日本臨床整形外科学会	平成30年度 診療報酬改定に係る要望書
31	31	石田幸成(愛媛県支部)	補習講習会受講料の返金請求に係る回答
7/6	事務連絡	関西医療大学図書館	理療181号の送付について(寄贈)
10	32	該当支部	会友・休会者への会費徴収について
12	33	地方会執行委員長・支部長	第40回 理学療法指導者講習会の受講者推薦について(依頼)
12	34	東洋療法研修試験財団理事長	平成28年度生涯研修会修了報告書・平成29年度 生涯研修開催届の送付について
14	35	後援名義申請関係団体	第66回 日本理学療法学会終了報告書の提出について
14	36	支部長 各位	認定登録制度に係る登録の更新について
8/3	37	奥山 徹(富山県支部)	平成29年度 協会費の督促について
10	38	地方会執行委員長・支部長	会費未納者への督促のお願い
10	39	厚生労働事務次官	第67回 日本理学療法学会 後援名義使用について
10	40	理事・地方会執行委員長・支部長	平成29年度 学会・講習会実施予定表の提出について
14	41	後援名義申請関係団体	第67回 日本理学療法学会 後援名義使用について
16	事務連絡	国立印刷局東京工場 情報生産管理課長	受領書の送付について
17	42	厚労省 医政局長	平成30年 春の叙勲及び褒章候補者の推薦について(回答)
24	43	支部長・地方会執行委員長	平成29年度 第2期交付金等について
25	事務連絡	中国地方会執行委員長	第10回 中国理学療法研修学会の祝辞について
9/1	事務連絡	理事各位	第25回 認定試験問題作成のお願い
5	44	該当 支部長各位	東洋療法研修試験財団 生涯研修修了証書の送付について
14	45	河原医療福祉専門学校	学術誌「理療」への広告掲載のお願い
22	事務連絡	田中順一郎(千葉支部)協会	創立65周年記念式典に係る千葉支部受賞者名簿
25	46	会費未納者 各位	会費納入のお願い・督促状 571通
10/10	事務連絡	役員・支部長 各位	技能認定登録手帳の変更について
12	48	理事会構成員 各位	平成29年度 第2回理事会の開催について
12	49	地方会執行委員長	平成30年度 地方学会の開催予定について
19	事務連絡	国立国会図書館	広報227号の送付について
11/1	50	新潟医療福祉大学 相馬俊雄 教授	理学療法指導者講習会のお礼(講師)
1	51	加藤勝信厚生労働大臣	協会創立70周年記念並びに法人認可55周年記念に係る厚生労働大臣表彰について(お願い)
10	52	理事会構成員 各位	平成29年度 第2回理事会討議資料の送付について

年度末業務予定表

区 分	上 旬	中 旬	下 旬
29 年 12 月		広報230号 発行 19日(火)	年末年始のため事務所休み 12月28日～1月5日 年末年始 緊急連絡先 平野 会長 090-7423-1764 柳澤副会長 080-3387-5128 三宅副会長 090-5251-7545
30 年 1 月	年末年始のため事務所休み 12月28日～1月5日		支部・地方会 平成30年度予算書 提出 31日(水)本部必着
2 月	第25回 技能認定試験 11日(日)		
3 月	表彰選考委員会 4日(土) 第2回理事会 5日(日) 第59回 定時代議員総会議案審議		第59回 定時代議員総会議案書(広報231号 下旬発送)
4 月	支部・地方会 平成29年度決算書 提出(10日(火) 本部必着) 年度末監査 29日<祝>	学会・諸会議に 向けての作業	支部から本部へ 初会議出席者名簿提出 年度末監査 29日(祝) 決算書類の書面表決発送
5 月	決算書類を代議員に発送 学会・諸会議に向けての作業		地方会代表者会議 25日(金) 第59回定時代議員総会25日(金) 第67回 日本理学療法学会 26日(土)・27日(日)川越市 協会創立70周年・法人認可55周年記念式 典・祝賀会 26日(土)

支部執行委員長・地方会執行委員長へのお願い

- ①支部・地方会の平成30年度予算書案は、1月31日(水)までに、平成29年度決算書については、4月10日(火)までに本部事務局に提出してください。
- ②あはき等法推進協議会、生涯教育部会、東洋療法研修試験財団の関連会議は不定期に開催
- ③葵税理士法人による財務処理作業は、協会事務所で毎月1回実施

第 67 回 日本理学療法学会開催案内
協会創立 70 周年・法人認可 55 周年記念学会

- 学会テーマ 「超高齢社会とリハビリテーション」
— 高齢者をささえるために —
- 会 期 平成 30 年 5 月 25 日 (金)・26 日 (土)・27 日 (日)
- 会 場 ウェスタ川越 多目的ホール
〒 350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-17-17 TEL 049-249-3777
- 参加費 会 員 8,000 円 (事前登録) / 10,000 円 (当日参加)
会 員 外 15,000 円・学 生 4,000 円
一 般 無 料 (市民公開講座などへの参加)
- 内 容 1. 特別講演
テーマ 「超高齢社会とリハビリテーション」
講 師 国立障害者リハビリテーションセンター
顧 問 江 藤 文 夫 先 生
2. 市民公開講座
テーマ 「老年医学と栄養」
講 師 社会医療法人社団 尚篤会 赤心堂病院 (川越市)
副院長 山 田 博 文 先 生
3. 協会委託研究事業
テーマ 「眼精疲労に対するマッサージ療法の有効性について」
講 師 筑波技術大学 保健学科
教 授 藤 井 亮 輔 先 生
- 問い合わせ先： 学会事務局 準備委員長 山 下 勇 司 (自宅)
住 所 〒 350-1112 埼玉県川越市上野田町 59-27
電 話 049 - 241 - 7657
E-mail koedo-yama-yu@jcom.zaq.ne.jp

- ※ 問い合わせ等は、業務の都合上、出来るだけ F A X または E メールでお願い致します。
- ※ 広報 229 号 第 67 回 日本理学療法学会開催案内で、5. 送付先の E-mail に間違いがあり、今回、訂正した E メールを掲載していますのでご承知おき下さい。ご迷惑をおかけいたしました。

<p>代議員選挙公報</p> <p>平成 30 年選管第 1 号</p>	<p>平成 30 年 1 月 26 日</p> <p>公益社団法人 全国病院理学療法協会</p> <p>中央代議員選挙管理委員長 大 村 和 司</p>
--------------------------------------	--

平成 30 年代議員の改選に関し、平成 27 年 10 月 11 日の「平成 28 年代議員選挙に関わる理事会決議」に基づき、公益社団法人定款（定款変更）第 11 条、細則第 4 条に関する項に準拠して、以下のとおり公示する。

1、改選すべき代議員について

①代議員定数

選挙公示日に、この法人に在籍する各地方会の正会員 100 名ごとに 1 名とし、地方会ごとの定数は、公示日以降に各地方会に通知する。

②代議員改選に関する日程

公示日 平成 30 年 1 月 26 日

改選期日 平成 30 年 4 月 20 日

上記代議員の選挙については、下記要項により、各地方会でおこなうこととする。

記

- (1) 各地方会は、代議員選挙規程（平成 27 年 10 月 11 日理事会決議）に基づいて、改選期日の 6 週間前までに、代議員の定数、改選期日、立候補の受け付け方法などを地方会正会員に通知する。
- (2) 各地方会の正会員は、自由意志により代議員に立候補できる。
立候補者は、代議員立候補届出書（様式 1）に、立候補の抱負（様式 2）を添えて本人が各地方会選挙管理委員会に、受け付け期限内に郵送にて直接届け出る。
- (3) 代議員選挙規程第 7 項の推薦立候補者については、立候補者の同意を得て、地方会執行委員長が地方会選挙管理委員会に届け出る。

※「広報」発行の都合により、「選管公報第 1 号」が公示日より早く発行されています。

(様式1)

代議員立候補届出書

役員改選管理委員会

委員長 大村 和 司 殿

平成 30年 月 日

立 候 補 区 分	1. 個人立候補 2. 推薦立候補
立 候 補 者 氏 名	(氏名にふりがな)
所 属 支 部	
上記のとおり、立候補者の抱負を添えて提出いたします。	
立 候 補 者 氏 名	署 名 ㊟
推薦者	
役職名 ()	地方会執行委員長
	署 名 ㊟

[記載注意事項]

1. 「立候補区分」は、該当欄に○を付ける。
2. 「立候補者氏名」は、必ずふりがなを付ける。
3. 所属時部も記載のこと。
4. 「推薦者氏名」は、推薦立候補の場合のみ記載する。
5. 最終欄の「立候補者署名」は、個人・推薦にかかわらず全て記入し、「推薦者署名」は、推薦の場合のみ記載する。
6. 「立候補者抱負」は、個人・推薦にかかわらず、立候補届出書に添付する。
ただし、200字以内で所定用紙の枠内に記載すること。

(様式2)

代議員立候補の抱負

立候補
役職名

立候補者
氏名

(注) 文字数は200字以内です

役員改選公報 平成 30 年選管第 2 号	平成 30 年 1 月 26 日 公益社団法人 全国病院理学療法協会 役員改選管理委員長 大村和司
------------------------------	---

平成 30 年の役員改選に関し、平成 29 年度第 2 回理事会の決議に基づき、公益社団法人定款第 22 条、細則第 7 章「役員選任に関する項」に準拠して、以下のとおり公示する。

改選すべき役員及び日程

① 役員名及び定数 理 事 12 名 監 事 3 名	② 役員改選に関する日程 公示日 平成 30 年 1 月 26 日 立候補締切日 平成 30 年 2 月 26 日 投票日 平成 30 年 5 月 25 日
---	---

上記役員の立候補については、下記要項により役員改選管理委員長に届出を行うこととする。

記

- (1) 自由意志による立候補は、200 字以内の抱負を添えて署名・捺印のうえ、本人が文書で届出る。
- (2) 推薦立候補者については、1 支部又は 1 地方会以上の推薦を必要とし、立候補者の同意を得て、推薦した支部、又は地方会の代表者が立候補者の抱負を添えて、署名・捺印のうえ、文書で届出る。
- (3) 届出は、すべて役員改選管理委員会の所定書式（協会ホームページからダウンロード）によるものとする。
- (4) 「立候補の抱負」については、郵送届出とは別途に WORD ファイルの原稿(200 字以内)を作成し、協会本部へ添付ファイルで送信する。
- (5) 届出は、下記住所へ郵送にて行い、締切日当日の消印までを有効とする。

〒 141-0032 東京都品川区大崎 3-6-12

ニュー大崎 318 号

公益社団法人 全国病院理学療法協会

役員改選管理委員会 御中

(協会本部メールアドレス：yakuaa@mars.plala.or.jp)

※「広報」発行の都合により、「選管公報第 2 号」が公示日より早く発行されています。

(様式1)

立候補届出書

役員改選管理委員会

委員長 大村 和 司 殿

平成 年 月 日

立候補区分	1. 個人立候補	2. 推薦立候補
立候補役職	1. 理事	2. 監事
立候補者氏名	(氏名にふりがな)	
上記のとおり、立候補者の抱負を添えて提出いたします。		
立候補者氏名	署名	⑩
推薦母体		
代表役職名 ()	支部・地方会執行委員長	
	署名	⑩
代表役職名 ()	支部・地方会執行委員長	
	署名	⑩
代表役職名 ()	支部・地方会執行委員長	
	署名	⑩
代表役職名 ()	支部・地方会執行委員長	
	署名	⑩

[記載注意事項]

1. 「立候補区分」及び「立候補役職」は、該当欄に○を付ける。
2. 「立候補者氏名」は、必ずふりがなを付ける。
3. 「推薦母体代表者氏名」は、推薦立候補の場合のみ記載する。
4. 最終欄の「立候補者署名」は、個人・推薦にかかわらず全て記入し、「推薦母体代表職署名」は、推薦の場合のみ記載する。推薦母体が複数の場合は、推薦する支部、地方会を全て記載する。
5. 「立候補者抱負」は、200字以内とし、個人・推薦にかかわらず、立候補届出書に添付する。

(様式2)

立 候 補 の 抱 負

立候補
役職名

立候補者
氏 名

(注) 文字数は200字以内です

発行人 公益社団法人 全国病院理学療法協会

〒141-0032 東京都品川区大崎3-6-21
ニュー大崎 318号

TEL 03(3494)1948

FAX 03(3494)1950

ホームページアドレス <http://nhpta.net>

発行責任者 平野 五十男

編集責任者 三宅 健一郎